埼玉県章及び埼玉県旗取扱規程

昭和四十年一月一日
訓令第一号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和四六年　四月　一日訓令第五号 | 昭和四八年　四月二八日訓令第七号 |
|    | 昭和六三年　五月　二日訓令第一七号 | 平成　四年　九月一一日訓令第二〇号 |
|    | 平成一七年　三月二九日訓令第一六号 |    |

本庁

地域機関

埼玉県章及び埼玉県旗取扱規程を次のように定める。

埼玉県章及び埼玉県旗取扱規程

（趣旨）

**第一条**　この規程は、埼玉県章及び埼玉県旗の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（県章及び県旗の取扱い上の配慮）

**第二条**　職員は、埼玉県章及び埼玉県旗が埼玉県の象徴であることを認識し、その取扱いに当たつては、その尊厳と品位を損なわないように十分配慮しなければならない。

（県旗の掲揚）

**第三条**　埼玉県旗は、本庁舎（さいたま市浦和区高砂に所在する庁舎（その附属施設及び敷地を含む。以下この項において同じ。）をいう。）及び知事が別に定める庁舎において、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する「国民の祝日」を除く。）以外の日に掲揚するものとする。

２　県の機関は、県の主催する式典、表彰式、体育大会その他主要な公式行事を行う場合には、特別の事情がない限り埼玉県旗を掲揚するものとする。

（県旗掲揚の方式等）

**第四条**　埼玉県旗の掲揚の方式並びにこの規程に定めるもののほか埼玉県章及び埼玉県旗の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四十六年四月一日訓令第五号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四十八年四月二十八日訓令第七号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六十三年五月二日訓令第十七号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年九月十一日訓令第二十号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成十七年三月二十九日訓令第十六号）

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。